



Title	河西帰義軍節度使政権の研究
Author(s)	赤木, 崇敏
Citation	大阪大学, 2007, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/47101
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	あか ぎ たか とし 赤 木 崇 敏
博士の専攻分野の名称	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	第 2 0 7 8 7 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 19 年 3 月 23 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 文学研究科文化形態論専攻
学 位 論 文 名	河西帰義軍節度使政権の研究
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 荒川 正晴 (副査) 教 授 森安 孝夫 助教授 青木 敦

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、9 世紀中葉から 11 世紀前半にかけて敦煌オアシスを中心に成立した河西帰義軍節度使政権を考察の対象とし、敦煌文書の分析を通じて政権と仏教教団、王権と仏教思想の關係に新たな光りをあてようとしたものである。

第 1 章では、祈願文史料として敦煌文書 S.4504v を取り上げ、そこに記される中国皇帝を筆頭に列举される功德廻向者の序列に着目する。申請者はそこから帰義軍時代最初期における政権および仏教教団関係者の序列を抽出し、それが令六和尚すなわち三蔵法師呉法成を頂点とするものであったことを明らかにしている。また令六がチベット語リソルク *ring lugs* の音写であること、さらに令六和尚とは河西帰義軍節度使政権支配下の全州の寺領を統べる指導者であったことを指摘する。そして実質の支配者である河西帰義軍節度使よりも仏僧である令六和尚が重んじられた背景として、成立間もない河西帰義軍節度使政権が人心掌握によりその地盤を固める必要があったこと、また唐朝との絆を深める道具として呉法成の学僧としての名声と権威を重要視していたことを挙げる。

次いで第 2 章では、9 世紀後半から 10 世紀後半に属する祈願文を通時的に分析し、中国皇帝を筆頭に列举される記載形式は安定しているものの、そこに認められる中国皇帝と河西帰義軍節度使とに対する王権像が変化していることを指摘する。すなわち、従来は中国皇帝のみが聖俗両世界の理想的君主である転輪聖王として称えられていたものが、926～927 年頃を境にして、中国皇帝に代わり河西帰義軍節度使が転輪聖王を意味する「菩薩之王」として称えられるようになっていったとする。そして、このような現象が起こった背景には、シルクロード交易の停滞を河西帰義軍節度使政権が独力で解決したことや隣国甘州ウイグル王国と新たに父子関係を締結したことがあった、と推測する。

第 3 章では、学界未紹介の敦煌文書 P.2555 *pièce 1* に注目し、実見に基づく古文書学的検討を踏まえた上で、これに他に類例を見ない二重封筒の外側の封筒であること、そしてそこに書かれた署名が従来その存在や名前が確定していなかった第 3 代帰義軍節度使張淮鼎であることを明らかにしている。さらに淮鼎と敦煌の有力氏族のひとつ李明振一族の姻戚関係を解き明かし、張氏節度使の系譜を修正している。また本文書の検討を通じて、「沙州節度使印」の使用年代に新たな知見を付け加えている。

最後に第 4 章では、フランス国立図書館に所蔵される文学作品の紙背に記された漢文手紙文書を発見し、録文及び訳註を付すとともに、それが 10 世紀中葉の帰義軍政権と隣国の甘州ウイグル王国との交渉過程を示す重要史料であることを指摘する。また同文書の書式に着目し、既知の文書史料との比較作業から、唐宋代の一般的な上申文書「状

式」の書式を復元するとともに、従来不明瞭であった「状式」と「牒式」の書式と機能を明確にしている。この検討の成果は、帰義軍政権で使用していた行政文書の書式と機能を明らかにするばかりでなく、唐代公文書の研究そのものに大きく寄与するものとなる。

論文審査の結果の要旨

申請者は、敦煌文書を史料として利用するにあたり、録文や写真が公刊されている文書であっても安易にそれに依拠せず、すべて原文書を実見調査したうえで自ら録文を作成している。本論文において、古文書学の形態・形式・機能論に基づく分析手法を用いて文書を検討し、そこから多くの成果を挙げることができているのも、この労を厭わぬ文書調査の積み重ねがあったからである。そのことは、第3章における P.2555 pièce 1 や第4章における P.3197v および「状式」文書の考察に端的に示されている。

本論文における考察の成果は、従来の帰義軍節度使政権の研究、さらには唐代公文書の研究を大きく進展させるものであるが、なかでも注目されるのは、申請者が祈願文と命名した一連の文書群の分析を通じて、帰義軍政権の支配者が、926～927年頃より「菩薩之人王」（菩薩の化身たる転輪聖王）として敦煌に君臨してゆく様相を浮き彫りにした点である。これ以前においては、表現は異なりながらも転輪聖王として称えられたのが唐の皇帝であったことも明らかにしており、唐の崩壊とともに、転輪聖王思想が広く周辺域に拡散していったことがうかがえる。帰義軍史研究に新たな視点を付け加えたばかりでなく、日本を含むユーラシア東部域に広がる仏教圏の王権研究にも裨益するところ大であると評価できよう。

しかしながら本論文は、文書分析に集中するあまり、視野がいささか狭くなっており、より広い視点から帰義軍政権の問題を見直してゆくことが求められる。とりわけ帰義軍政権が存立した9～10世紀は、唐の滅亡前後という時代を画する大転換期にあたり、敦煌の王権を考えてゆく上には、当然、同時代における唐の周辺域に成立した王権に目配せし、その時代の連動的な側面を押さえておく必要がある。また唐後半期に確立した五台山文殊菩薩信仰と敦煌莫高窟に造営された「文殊堂」との関係性を丹念に追究してゆけば、帰義軍政権の王権についてさらに分析を深めることができよう。

しかし、これらの瑕疵や課題は、本論文が達成した成果と意義を損なうものではない。よって、本論文を博士（文学）の学位を授与するに値するものと認定する。